



質問

理事会に代理出席を認める旨の規約を定めることはできますか。

(相談概要)

ある管理組合では、理事会がなかなか定足数に達せず、円滑な組合運営が行いづらい状況にあります。これまでは規約の定め通り、理事本人の出席を要請してきましたが、配偶者等の代理出席を認めるべきではないかとの意見が出されました。これを認めるには、規約の改定が必要ですが、そもそも、このような定めをすること自体が有効なものであるのかどうか疑問があります。

マンション管理業者として、どのように管理組合に対して助言を行えばよいですか。



回答

理事会を設けた場合の理事の出席の要否及び議決権の行使の方法については、自治的規範である規約にゆだねられていると解することができます。しかしながら、理事は総会において選任(信任)されたものですから、本人による職務の執行という観点では尊重されるべきです。

判例(最高裁平成2年11月26日)では、「理事に事故がある場合に限定して、被選任者の範囲を理事の配偶者又は一親等の親族に限って、当該理事の選任に基づいて、理事会への代理出席を認めるもの」であれば、管理組合の理事への信任関係を害するものではない、としています。

つまり、本件のような規約条項を定める際には、代理出席を認める場合の条件や代理人の範囲について「理事への信任関係を害する」ことのないよう、十分に留意する必要があります。

平成28年3月14日に公表された(改正)マンション標準管理規約では、第53条(理事会の会議及び議事)関係のコメントで、以下のような考え方が示されておりますので、参考にしてください。

(改正)マンション標準管理規約

第53条(理事会の会議及び議事)関係コメント

- ① 理事は、総会で選任され、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとされている。このため、理事会には本人が出席して、議論に参加し、議決権を行使することが求められる。
- ② したがって、理事の代理出席(議決権の代理行使を含む。以下同じ。)を、規約において認める旨の明文の規定がない場合に認めることは適当でない。
- ③ 「理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、その配偶者又は一親等の親族(理事が、組合員である法人の職務命令により理事となった者である場合は、法人が推挙する者)に限り、代理出席を認める」旨を定める規約の規定は有効であると解されるが、あくまで、やむを得ない場合の代理出席を認めるものであることに留意が必要である。この場合においても、あらかじめ、総会において、それぞれの理事ごとに、理事の職務を代理するにふさわしい資質・能力を有するか否かを審議の上、その職務を代理する者を定めておくことが望ましい。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。